

第2編 治山編

第1章 溪間工

第1節 適用

1. 本章は、治山工事における溪間工の材料及び施工について適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、**第1編共通編**の規定によるものとする。なお、溪間工において山腹工の工種を適用する場合には、**本編 第2章山腹工**の規定に準ずるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、**岡山県土木工事共通仕様書 第6編 第1章 第2節適用すべき諸基準**の規定によるほか、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本治山治水協会 治山技術基準解説〔総則・山地治山編〕

第3節 総則

1-3-1 一般事項

受注者は、正しい位置に所定の基礎高、構造物高及び構造物各部の形状寸法をもって仕上げなければならない。

1-3-2 床掘土砂の処理

受注者は、床掘土砂は、原則として堤体の上流側に運搬し、工事及び作業者の安全確保に支障がないように処理しなければならない。やむを得ず上流側以外に処理する場合は、監督員と協議しなければならない。

1-3-3 廻排水

受注者は、設計図書に示す廻排水については、次の各号に留意して施工しなければならない。

- (1) 仮締切及び排水路は、堤体下部の水抜きを使用できるまでの期間の流水量を安全に流下させる断面をとり、これに耐える構造とすること。
- (2) ポンプ排水は、堤体下部の工事中に発生する水量を施工に支障のない程度に排水させること。

第4節 治山ダム

1-4-1 コンクリート治山ダム

1. 一般事項

- (1) コンクリート治山ダム工における一般事項については、本節に定めるもののほか、

岡山県土木工事共通仕様書 第6編 1-6-1 一般事項 第2項～第7項 の規定に準ずるものとする。

- (2) 受注者は、コンクリート治山ダムの施工に当たって、本体、水叩き、垂直壁及び側壁が一体とならないよう施工しなければならない。

2. コンクリート治山ダム本体工

コンクリート治山ダム本体工の施工については、岡山県土木工事共通仕様書 第6編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工 の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「堰堤」とあるのは「治山ダム」と読み替えて適用する。

3. コンクリート副ダム工

コンクリート副ダム工の施工については、前項 コンクリート治山ダム本体工 の規定によるものとする。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

1-4-2 鋼製治山ダム

1. 一般事項

- (1) 受注者は、鋼材搬入時には、納入書と照合して部材数量及び部材ナンバーを確認しなければならない。
- (2) 受注者は、品質証明書（ミルシート）、溶接証明書を監督員に提出しなければならない。

2. 工場製作工

工場製作工については、岡山県土木工事共通仕様書 第6編 第1章 第3節工場製作工 の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「堰堤」とあるのは「治山ダム」と読み替えて適用する。

3. 鋼製治山ダム本体工

- (1) 鋼製治山ダム本体工の施工については、岡山県土木工事共通仕様書 第6編 1-7-5 鋼製堰堤本体工 の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「堰堤」とあるのは「治山ダム」と読み替えて適用する。
- (2) 枠工タイプ
枠工タイプの施工については、第1編 3-1 2-2 鋼製枠工 の規定によるものとする。
- (3) スリットタイプ
スリットタイプの施工については、第1編 3-1 2-2 鋼製枠工 の規定によるものとする。
- (4) バットレスタイプ
(ア) 受注者は、基礎、袖の順にコンクリートを打設するものとし、袖上流側に止水壁

がある場合は、袖と一体として打設しなければならない。

- (イ) 受注者は、鋼材の組立に当たっては、所定の組立順序に従って正確に行わなければならない。
- (ウ) 受注者は、箱抜き部分へコンクリートを充填する場合は、基礎コンクリートと同質のコンクリートでアンカーボルトが所定の間隔を保ち、かつ完全に密着するよう十分突固め所定の期間養生しなければならない。
- (エ) 受注者は、鋼材の組立完了後、塗装面のキズ等を補修しなければならない。

4. 現場塗装工

- (1) 鋼製治山ダムにおける現場塗装工の施工については、**岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-3-3 1 現場塗装工**の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「堰堤」とあるのは「治山ダム」と読み替えて適用する。
- (2) 受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。
- (3) 鋼製治山ダムにおける現場塗装の材料については、**岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-1 2-2 材料**の規定によるものとする。

1-4-3 木製治山ダム

受注者は、木製治山ダムの施工に当たって、中詰石を詰める作業は木材の組立と並行して層毎に行い、木材の隙間からこぼれ落ちないように、また、設計で用いた中詰石の単位体積重量が得られるよう詰めなければならない。

1-4-4 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工（床掘り・埋戻し）の施工については、**岡山県土木工事共通仕様書 第6編 1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）**の規定に準ずるものとする。

1-4-5 間詰工

- 1. コンクリート間詰工の施工については、**本章 1-4-1 コンクリート治山ダム 第2項 コンクリート治山ダム本體工**の規定によるものとする。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- 2. 受注者は、間詰工（天端間詰等を含む。）の位置、構造等については、設計図書によるものとするが、地山となじむものとなるよう事前に監督員と協議し、堤体の進捗と合わせて施工するようにしなければならない。

1-4-6 側壁工

- 1. コンクリート側壁工の施工（天端間詰等の擁壁型間詰工を含む。）については、**本章 1-4-1 コンクリート治山ダム 第2項 コンクリート治山ダム本體工**の規定によるものとする。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

2. 鋼製側壁工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第6編砂防編 1-9-6 鋼製側壁工](#)の規定によるものとする。

1-4-7 水叩工

1. 受注者は、水叩工を施工する場合は、原則として水平打継ぎをしてはならない。
2. [コンクリートの施工については、本章 1-4-1 コンクリート治山ダム 第2項コンクリート治山ダム本體工](#)の規定によるものとする。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

1-4-8 垂直壁工

垂直壁工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第6編 1-8-4 コンクリート堰堤本體工](#)の規定によるものとする。

第5節 護岸工

1-5-1 一般事項

護岸工の施工については、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、仮締切、瀬がえ等の施工に当たっては、流量及び工期を考慮して十分安全な構造としなければならない。
- (2) 受注者は、既設工作物と接して施工する場合は、現地に即してなじみよく取り付けなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリート等護岸工で延長20m以上のものについて、設計図書で定める場合を除き、原則として10m～15mごとに伸縮継目を設けなければならない。
- (4) 工事順序は、原則として上流から下流に向かって行わなければならない。
- (5) 受注者は、護岸工には、背面の背面の排水を速やかに行うよう傾斜を付けて水抜孔を設置しなければならない。
- (6) 受注者は、護岸工の背面水抜工周辺その他必要な箇所には、原則として砂利等による透水層を設けなければならない。

第6節 根固工

1-6-1 適用

根固工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第4編 第1章 第9節根固め工](#)の規定に準ずるものとする。

1-6-2 一般事項

1. 受注者は、根固めコンクリートブロックの施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
 - (1) 原則として水中打込みを行わないこととし、やむを得ず水中コンクリートの施工を必要とする場合は、監督員の承諾を得るものとする。
 - (2) ブロックの運搬及び据付けに当たっては、努めて振動もしくは衝撃の少ない方法を選ぶこととし、また、ブロックの捨て込みは所定の位置に据え付けるものとし、既設

の工作物を損傷しないようにするものとする。

2. 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、設計図書に定めるものによるものとする。

第7節 水制工

1-7-1 適用

水制工の施工については、**本章 第5節護岸工** 及び **第6節根固工** の規定に準ずるものとする。

第8節 流路工

1-8-1 適用

流路工の施工については、本節に定めるもののほか、**本章 第5節護岸工** 及び **第6節根固工** の規定に準ずるものとする。

1-8-2 一般事項

受注者は、三面張りの流路工の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 底張り部分の基礎は、不等沈下の生じないように十分突き固め、平滑に仕上げた後にコンクリートを打設すること。
- (2) 底張りコンクリートを打ち継ぐ場合は、伸縮継目と同一箇所とし、打ち継ぎ面が断面に直角になるようにすること。

第9節 銘板工

1-9-1 一般事項

溪間工において、銘板工で使用する銘板の寸法及び記載事項は次を標準とし、材質は石材又は金属類としなければならない。

なお、設置位置は、治山ダムの放水路天端線より上側に位置する袖部で、目につきやすい位置とする。

